市内医療機関における新型コロナワクチンの誤接種について

このほど、市内医療機関における新型コロナワクチン接種において、ファイザー製ワクチンを 2回接種済みの方に対し、誤って3回目のワクチンを接種するという事案が発生しましたので、 次のとおり報告するものです。

今後このような事案が発生しないよう、更なる再発防止に取り組んでまいります。

- 2. 被接種者 70 歳代 女性

1回目接種日 令和3年9月上旬

2回目接種日 令和3年9月下旬

3回目接種日 令和3年10月10日

3. 経 過 被接種者は、市内医療機関(A医療機関)において2回接種を受けた。ただし、2 回目の接種時に被接種者が接種券を持参していなかったため、A医療機関は後日持 参することを条件として接種を行った。

その後、A医療機関から被接種者に対し何度も接種券の持参するよう督促を行い、 11月4日に医療機関へ持参した接種券を確認したところ、2回目の証明欄に10月 10日に別の医療機関(B医療機関)において、接種が行われたことが記載してあったことから、3回目接種が行われた事実が判明した。

なお、その後の調査において、被接種者がA医療機関で2回目の接種を行った後に、2回目接種を受けていないと思い、コールセンターへ電話をかけA医療機関の2回目の予約をキャンセルし、B医療機関の予約を取り直していたことが判明した。

4. 対応について

ご本人に対し、A医療機関による十分な体調管理、経過観察に努めており、現在のところ、被接種者に副反応などは認められておりません。

5. 再発防止について

新型コロナワクチン接種を実施する市内医療機関に対し、接種に際しては、接種券を持参されている方のみ接種を行うよう徹底する等、国の手引きに沿った接種を行う ことにより予防接種に係る間違いの発生防止に努める旨を改めて周知いたします。

<問い合わせ>

健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室 (内線 3896)